

森林環境譲与税の使途について

森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律が施行されたことに伴い、令和元年度から都道府県及び市町村に「森林環境譲与税」の譲与が開始されました。

森林環境譲与税は、市町村において、間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発などの森林整備及びその促進に関する費用に充てるとされています。

本町における森林環境譲与税の使途を次のとおり公表します。

令和6年度			
事業名	主な内容	事業費 (千円)	うち 森林環境譲与税 (千円)
森林関連データ整備事業	今後の森林管理に向け、各種森林関連データの整備（林地等数値地形図作成業務 等）	23,496	23,496
森林経営管理制度補助業務・作業部会事業	森林経営管理制度の検討と併せ、基本計画の進捗確認等の場として作業部会を実施	12,630	12,630
間伐材搬出利用補助事業	間伐材の搬出費用の一部を補助し、間伐材利用事業を支援	6,515	6,515
境界明確化事業	森林施業の効率化を図るための森林境界の確認事業	7,113	7,113
危険木伐採補助事業	住宅付近等の危険木の伐採を行う者に対する補助金の交付	3,634	3,634
森林作業道整備補修補助事業	林業事業者が行う既設作業道の補修等に要する経費に対する補助金を交付	700	700
木育教室事業	東栄小の児童向けに山の話や木とふれあう体験活動による木育教室を実施	469	469
木製品等購入事業	小中学校への木製机、子育て支援施設への木製遊具、イベント用木製ベンチ等の導入	2,413	2,413
その他	森林環境譲与税関連の事務費ほか	77	77
森づくり基金積立	今後増大が予想される森林経営管理事業等に備えた積立金	6,903	6,903
合計		63,950	63,950

※千円未満は四捨五入し表示